コンソーシアムの結成に係る協定書

（目的）

第１条　当コンソーシアムは、長崎市イノベーション創発コミュニティ育成業務委託を共同連帯して行うことを目的とする。

（コンソーシアムの名称）

第２条　当コンソーシアムは、◯◯◯コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　コンソーシアムは、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　コンソーシアムは、令和　年　月　日に成立し、本事業完了後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　本事業を請け負うことができなかったときは、コンソーシアムは、前項の規定にかかわらず、本事業に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び商号）

第５条　コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

　所在地

　　商号又は名称

　所在地

　　商号又は名称

（代表構成員の名称）

第６条　コンソーシアムは、　　　　　　　　　　を代表構成員とする。

　（代表構成員の権限）

第７条　コンソーシアムの代表構成員は、本事業の履行に関し、コンソーシアムを代表して、発注者等と折衝する権限並びに自己の名義をもってコンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（運営委員会）

第８条　コンソーシアムは、各構成員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに事業の履行に関する事項、資金管理方法、その他当コンソーシアムの運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、事業の履行に当たるものとする。

　（構成員の責任）

第９条　各構成員は、本事業の履行に伴いコンソーシアムが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　（権利義務の譲渡）

第10条　構成員は、本協定書に基づく権利義務を他人に譲渡することはできない。

　（事業途中における構成員の脱退）

第11条　構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、コンソーシアムが本事業を完了する日までは脱退することはできない。

２　構成員のうち本事業途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が本事業を完成する。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、発注者の承認を得て、新たな構成員を当該コンソーシアムに加入させ、当該構成員と共同連帯して本事業を完了するものとする。

　（構成員の除名）

第12条　コンソーシアムは、構成員のいずれかが事業途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項の規定を準用するものとする。

　（事業途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第13条　構成員のうちいずれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、第11条第２項の規定を準用するものとする。

　（代表構成員の変更）

第14条　代表構成員が脱退し若しくは除名された場合又は代表構成員としての責務を果たせなくなった場合においては、他の構成員が代表構成員となるものとする。

　（解散後の契約不適合責任）

第15条　コンソーシアムが解散した後においても、本事業につき、契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第16条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

当コンソーシアム構成員は、上記のとおり、本事業のコンソーシアムの結成に係る協定を締結したので、その証拠としてこの協定書２通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　令和　年　月　日

　所在地

　商号又は名称

　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所在地

　商号又は名称

　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印